

若年者等キャリアカウンセリング事業

『キャリアサポートのぼりべつ』をご利用ください

▶問い合わせ 商工労政グループ (☎⁰⁵2171)

市は、就職を希望する若年者などの不安を取り除き、自分の適性に合った職業選択ができるよう、登別職業訓練協会に委託して、キャリアカウンセラーによる個別相談やセミナーなどを行い、自信を持って就職活動に取り組み、就職することができるようサポートしています。
※相談先は19ページの『キャリアサポートのぼりべつ(市委託事業)』をご覧ください。

キャリアカウンセラーとは

面談などを通して、相談者自身の価値観や人生観の再発見を促し、自己理解を深め、望ましい職業の選択・開発を支援する職業能力の形成の専門家です。

◎就職セミナーを開催します

今後、職務経歴書や履歴書の書き方などを学ぶための就職セミナーを開催します。

詳しくは、広報のぼりべつや市ホームページでお知らせしていきます。

- ▶**場所** 職業訓練センター(青葉町42-13)
- ▶**申し込み** 登別職業訓練協会(☎⁰⁵1450)

【相談内容の例】



- 就職したいが何から始めたらいいのかわからない
- 履歴書の書き方についてアドバイスを受けたい
- 自分にどのような仕事が合っているかわからない
- 何度も面接を受けているが、なかなか採用してもらえない

- ▶**日時・内容** (いずれも13時30分～16時30分)
- 8月24日(休) 自己分析とグループカウンセリング演習
- 10月18日(休) 自分に合った仕事の探し方
- 11月16日(休) 職務経歴書の作成
- 2月15日(休) 履歴書の作成
- 3月15日(休) 面接のポイントを知る

『申し込み』
『問い合わせ』

中の『G』は『グループ』の略です

国民年金保険料の

『免除制度』と『納付猶予制度』

国民年金保険料が未納の状態だと、障がいや死亡など不慮の事態が生じたとき『障害基礎年金』や『遺族基礎年金』が受けられないことがあります。経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の免除や猶予を受けられる場合があります。



免除制度

◎全額免除制度

前年の所得に基づき保険料の全額(月額1万6千490円)を免除します。
※全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が2分の1として計算されます。

◎一部納付(一部免除)制度

- 前年の所得に基づき保険料の一部を免除します。
- 4分の1納付(保険料額4千120円・年金額は8分の5)
- 2分の1納付(保険料額8千250円・年金額は4分の3)
- 4分の3納付(保険料額1万2千370円・年金額は8分の7)

※規定の保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されませんのでご注意ください。

▼手続きに必要なもの

印鑑、年金手帳または納入通知書、失業の場合は『雇用保険被保険者離職票』の写し、または『雇用保険受

給資格者証

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

納付猶予制度

50歳未満の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。
納付猶予承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。

▼手続きに必要なもの

免除制度の手続きに必要なものと同じ

※『免除制度』、『納付猶予制度』

が承認された期間については、10年以内であれば後から保険料を納める(追納)ことができます。

※過去2年1カ月分まで遡及して、『免除制度』、『納付猶予制度』の申請ができます。

▼**問い合わせ** 年金・長寿医療グループ(☎⁰⁵2137)